起業希望者等のネットワーク形成事業におけるプラットフォームサイト 制作委託業務 募集要項

1 業務の名称

起業希望者等のネットワーク形成事業におけるプラットフォームサイト 制作業務

2 業務内容

京都市では地域経済構造の分析に当たり、平成28年度に「京都市地域産業構造分析(シェアオフィス・コワーキングスペース実態調査)」にて、新しい経済活動の場として、シェアオフィス・コワーキングスペース(「以下、「シェア・コワーキング等」という。)では、起業家をはじめ、個人事業者、企業従業員、学生、税理士等の経営を支援する人など、多様な人が様々な目的で利用されており、時には独自のコミュニティを形成し、新事業が創造されつつあることを把握しました。

本業務は、上記の28年度調査を踏まえ、これらのコミュニティ同士のネットワークを形成し、促進することを目的としたプラットホーム (Web サイト)を構築し、情報を集約、一元的に発信することで「見える化」により、創業支援、事業創出(連携)に繋げるものです。

※ 詳細については「別紙仕様書」をご覧ください

3 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 参加申請の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 自らが提案した業務内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- (8) 市内中小企業であること
- ※ 「中小企業」については、以下の「中小企業基本法上の中小企業の定義」を参照
- ※ なお、参加資格ではないが、シェア・コワーキングスペースを運営していること が好ましい。

4 契約条件

(1) 契約形態 委託契約とする。

(2) 契約金額の上限 2,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

(3) 契約期間 契約の日から平成30年3月30日(金)までとする。 ※ただし、プラットフォームサイトの制作については2月中旬までとする。

(4) 成果物納品場所 京都市産業観光局新産業振興室 事業推進担当

(5) 委託費の支払条件 支払い方法は、業務を問題なく実施したことを本市が確認した上で一括払いとする。

(6) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由が無い限り契約 時に増額することは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するため、委託 契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、予め本市の承認を得ることとする。

5 応募手続等

プロポーザルに応募するものは、次に示すところにより、「起業希望者等のネットワーク形成事業におけるプラットフォームサイト制作業務」委託プロポーザル参加表明書(以下「参加表明書」という。)及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局(提出先)

 $\mp 604 - 8571$

京都市中京区寺町通御池上ル上本能寺前町488番地 京都市産業観光局新産業振興室(担当者:山本,川口)

電話 075-222-3324 FAX 075-222-3331

(2) 提出について

ア 提出期限 平成30年1月19日(金)正午までとする。

イ 提出場所 上記(1)のとおり

ウ 提出方法

事前に電話予約のうえ、上記(1)に記載する担当部局・担当者まで、直接持参すること。

(3) 仕様書等に対する質問期限及び回答

ア 本要項及び仕様書等に対して質問できる者は、上記「3参加資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

平成30年1月10日(水)午後5時までとする。

※期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ質問方法

質問票(任意様式)に基づき、下記のアドレス宛に送付すること。

メールアドレス: sanshin@city.kyoto.lg.jp

工 回答

すべての質問及び回答については、平成30年1月17日(金)午後5時までに、入札・公募型プロポーザル情報内の産業観光局のホームページにおいて公開することとする。

ホームページアドレス

http://www.city.kyoto.lg.jp/menu5/category/70-3-5-0-0-0-0-0-0.html

(4) 注意事項

ア 公募手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。

なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。

- (ア) 提出期限,提出先,提出方法に適合しないもの。
- (4) 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの。

ウ その他

- (ア) すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。
- (ウ) 提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製 を作成することがある。
- (エ) 提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (オ) すべての提出書類は、返却しない。

6 提出書類

- (1) 参加表明書1部(様式1),会社案内パンフレット1部
- (2) 企画提案書(様式2-A, B, C及びD) 8部(正本1部, 副本7部(社名等を 伏せたもの))

企画提案書は、「起業希望者等のネットワーク形成事業におけるプラットフォームサイト制作」に係る企画提案を行うものとする。ただし、様式3-B及び3-

Cについては準じた内容が記載していれば提案書の内容は特に定めない。内容に関しては、仕様書を十分理解したうえで、作成するものとする。

(3) 見積書(任意様式) 8部(正本1部,副本7部(社名等を伏せたもの)) 提案された業務一切に係る積算根拠を明示すること。

7 提案の審査・選定等

(1) 審查方法

提出された企画提案書に基づいて、審査を行い選定する。選考は非公開とし、選 考の経過等に関する問い合わせには応じない。

なお,必要に応じて企画提案書提出事業者には,企画提案に係る説明を求める場合がある。その場合には,企画提案書提出事業者に別途通知する。

(2) 審查基準

評価項目は,評価基準表のとおりとし,本事業の趣旨の理解度,企画の水準,実 効性,事業実現可能性,取組体制の事業遂行能力その他事情を総合的に評価し選定 するものとする。

(3) 決定

審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定する。

(4) 通知

選定結果については、全提案者に対して郵送で通知する。

(5) 契約

受託候補者に選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉し、協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉するものとする。

契約内容は、仕様書及び受託候補者の提案書の内容を踏襲するものとするが、物 価の変動等により、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本 市と受託候補者との協議のうえ、内容を決定する。

8 スケジュール

平成30年 1月5日(金)公募開始

1月10日(水)質問提出期限

1月17日(水)質問に対する回答

1月19日(金)各種必要書類の提出期限 (正午まで)

1月19日(金)以降,企画提案の審査,委託先の選定

1月下旬 契約締結

9 その他

(1) 委託事業の開始から終了までの間,事業実施方法や進捗状況の確認等,事業の円滑な実施のために,定期的に本市と連絡調整を行うこと。

(2) 本事業に係る会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。

(参考) 中小企業基本法上の中小企業の定義

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人